



監 第 256 号  
令和元年 6月18日

茨城県建設産業団体連合会会長 殿

茨城県土木部長



建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の改正について

このことについて、令和元年7月1日以降別添のとおり改正しますので、貴  
下関係団体にご周知いただけますようお願いいたします。

# 建設工事における低入札価格調査基準価格および最低制限価格の改定について

令和元年 6月18日  
茨城県土木部 監理課

茨城県土木部では、公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図るため、中央公契連モデルが改定されたのを受け、下記のとおり、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定方法を改定し、令和元年7月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用することと致しましたので、お知らせいたします。

## ■低入札価格調査基準価格および最低制限価格の設定方法の改定

### 1) 低入札価格調査制度の対象工事

請負に付する額が1億円以上の工事および総合評価方式を適用する工事

### 2) 最低制限価格の対象工事

請負に付する額が250万円超～1億円未満の工事では総合評価方式を適用しない工事

### 3) 低入札価格調査基準および最低制限価格の設定方法

#### 【現行】

##### ○範囲

予定価格の 7.0/10～9.0/10

##### ○計算式

- ・直接工事費の97%
- ・共通仮設費の90%
- ・現場管理費の90%
- ・一般管理費の55% の合計



#### 【改正後】

##### ○範囲

予定価格の 7.5/10～9.2/10

##### ○計算式

- ・直接工事費の97%
- ・共通仮設費の90%
- ・現場管理費の90%
- ・一般管理費の55% の合計

※計算式により算出した額が上記の範囲を上回った(下回った)場合には上限(下限)値で設定。  
※最低制限価格については、従来どおり上記により算定した最低制限基本価格にシステムが無作為に抽出したランダム係数(0.9950～1.0050)を乗じて算出します。(設定範囲は7.5/10～9.2/10)

## ■低入札価格調査制度における数値的判断基準の改定

- ・国土交通省の「特別重点調査」基準の改定を受けての改定

#### 【現行】

入札者の積算に係る金額が設計金額に対し、下記のいずれかに該当する場合を失格

- ・直接工事費が 75%未滿
- ・共通仮設費が 70%未滿
- ・現場管理費が 70%未滿
- ・一般管理費が 30%未滿



#### 【改正後】

入札者の積算に係る金額が設計金額に対し、下記のいずれかに該当する場合を失格

- ・直接工事費が 90%未滿  
**(機械設備等は75%未滿) ※**
- ・共通仮設費が 80%未滿
- ・現場管理費が 80%未滿
- ・一般管理費が 30%未滿

※機械設備等とは、機械器具設置工事、電気設備工事、電気通信設備工事とする。

建設コンサルタント業務等委託（測量業務・地質調査業務）における低入札価格調査基準価格および最低制限価格の改定について

令和元年 6月18日  
茨城県土木部監理課

茨城県土木部では、建設コンサルタント業務等委託（測量業務及び地質調査業務）においてダンピング競争を防止し、業務成果の品質確保を図るため、中央公契連モデルが改定されたのを受け、下記のとおり低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定方法を改定し、令和元年7月1日以降に入札公告または指名通知を行う業務から適用することと致しましたので、お知らせいたします。

■低入札価格調査基準価格および最低制限価格の設定方法の改定

1) 低入札価格調査制度の対象業務

委託に付する額が1,500万円以上の業務および総合評価方式を適用する業務

2) 最低制限価格の対象業務

委託に付する額が100万円超～1,500万円未満で総合評価方式を適用しない業務

3) 低入札価格調査基準および最低制限価格の設定方法

○測量業務

【現行】	【改正後】
○範囲 予定価格の6.0/10～ <u>8.0/10</u>	○範囲 予定価格の6.0/10～ <u>8.2/10</u>
○計算式 ・直接測量費の100% ・測量調査費の100% ・諸経費の48% の合計	○計算式 ・直接測量費の100% ・測量調査費の100% ・諸経費の48% の合計

○地質調査業務

【現行】	【改正後】
○範囲 予定価格の2/3～8.5/10	○範囲 予定価格の2/3～8.5/10
○計算式 ・直接調査費の100% ・間接調査費の90% ・解析等調査業務費の80% ・諸経費の <u>45%</u> の合計	○計算式 ・直接調査費の100% ・間接調査費の90% ・解析等調査業務費の80% ・諸経費の <u>48%</u> の合計

※計算式により算出した額が上記の範囲を上回った（下回った）場合には上限（下限）値で設定。

※最低制限価格については、従来どおり上記により算定した最低制限基本価格にシステムが無作為に抽出したランダム係数（0.9850～1.0150）を乗じて算出します。（設定範囲は上記のとおり）

※土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務についての変更はありません。